

職発 0123 第 1 号
令和 6 年 1 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金関係）

雇用調整助成金の取扱いについては、令和 6 年 1 月 11 日付職発 0111 第 2 号「雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金関係）」により通知しているところであるが、今般発生した令和 6 年能登半島地震について、下記のとおり雇用調整助成金のさらなる特例措置を講ずることとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 令和 6 年能登半島地震に係る特例

令和 6 年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主であって、対象期間の初日が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までにあるものについて、次の特例措置を追加で講じる。

1. 支給限度日数の特例

過去 3 年以内に開始された対象期間における支給日数と、新たに開始する対象期間の支給日数を通算 150 日までとする要件を適用しない。また、特例による対象期間における支給日数は、将来別の対象期間を開始する際の通算 150 日の算定に含めない。

さらに、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所における休業等については、対象期間における支給限度日数を 300 日とする。

2. 対象被保険者の特例

同一の事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が 6 か月未満である者も助成対象とする。

3. クーリング期間の特例

特例により対象期間を開始する際、新たに開始する対象期間が直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていなければならないとする要

件を適用しない。

4. 休業等規模要件の特例

判定基礎期間における対象労働者に係る所定労働延日数に対する休業等延日数の割合の下限値を 15 分の 1（中小企業事業主にあつては、20 分の 1）としているところ、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所における休業等については、30 分の 1（中小企業事業主にあつては、40 分の 1）に緩和する。

5. 助成率の特例

新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所における休業等及び出向に係る助成率については、3 分の 2（中小企業事業主にあつては、5 分の 4）とする。

6. 残業相殺の特例

新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所における休業等については、残業相殺を行わない。

7. 不正受給の公表特例

不正受給に係る公表の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る事業主の特例と同様の取扱いとする。

第 2 支給要領の一部改正について

雇用調整助成金の支給要領の一部改正について、別添のとおりとする。

第 3 適用日について

上記第 1 の規定は、特例の対象となる令和 6 年 1 月 1 日以降に開始した対象期間について遡及して適用する。